

5. 請求額と支払額が異なる原因

請求額と支払額が異なる原因として、「返戻」「減単位」「過誤調整」「再審査」されている可能性があります。

「介護給付費等支払決定額内訳書」の「過誤調整」の欄に記載がある場合、過誤調整又は再審査されていますので、「介護給付費過誤決定通知書」又は、「介護給付費再審査決定通知書」をご確認ください。

「過誤調整」の欄に記載がなく、請求額と支払額が異なっている場合、「返戻」又は「減単位」の可能性がありますので、「介護保険審査決定増減表」等をご確認ください。

「介護給付費等支払決定額内訳書」の見方については、次ページをご参照ください。

※介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式は別様式となるが、介護給付分と見方は同様となります。

令和 年 月 日

1 頁

山口県国民健康保険団体連合会

国保連合会→事業所

介護給付費等支払決定額内訳書

令和 年 月 審査分

事業所番号	事業所名
3570000000	□□介護事業所

[illegible]

※1. 下段は特定入所者介護サービス費等です。

※2. 特定入所者介護サービス費等の件数、日数は再掲です。

※3. 単位数、金額、保険者（公費負担者）負担金額（特定入所者介護費等）の各欄は介護保険給付と公費給付の合算です（生保単独を除く）。

※4. 過誤調整の内訳については、介護給付費過誤決定通知書、介護給付費再審査決定通知書に記載しています。